

防災行政無線無料テレホンサービス

防災行政無線が聞き取れなかったとき…

Tel 0120-99-6907（通話料無料）

防災ラジオ申請はお済みですか？

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。

☎防災危機管理課 Tel 23-7284

☎石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

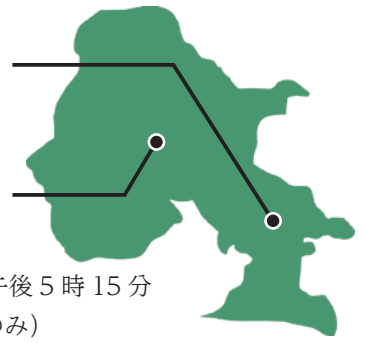
☎八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



6月・11月は不法投棄防止強調月間
守れていますか？暮らしのマナー

☎石岡地区…☎生活環境課 Tel 23・7301
八郷地区…☎総務課（内線1338）

ごみの出し方マナー

①「野焼き」は禁止

▼庭先でごみを燃やす「野焼き」は法律で禁止されています。ごみは正しく分別し、集積所に出しましょう。

※野焼きには一部例外規定（農作業などによるやむを得ない焼却）もありますが、苦情があった場合は、行政指導の対象となる場合があります。

②空き缶などはコンテナに入れて集積所へ

▼空き缶・金属、ビン・陶器類、ペットボトルはコンテナに入れて出してください。袋に入れて出されると、袋は回収されません。

コンテナ（色指定なし）は集積所を利用する人でご用意ください。

③不法投棄を見かけたら

▼不法投棄をすると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処される場合があります。不法投棄を

見かけたら、直接声をかけずに、車のナンバーや車種など、わかる範囲で市役所または警察まで通報してください。

※八郷地区は支所総務課へ資源物持ち去り禁止！

▼集積所から資源物（空き缶、雑誌・新聞等の古紙類、びん）などが、市の委託業者以外の者に持ち去られるということが度々発生しています。市の条例により、集積所などに排出された資源物の所有権は市に帰属し、市または市の委託業者以外の者が資源物の収集・運搬をしてはならないとされています。

市では、持ち去り行為防止のため、パトロールなどを実施しています。持ち去り行為を発見した場合は、直接声をかけずに車両のナンバーと特長（車種・色・業者名など）を記録し、市役所または警察まで通報してください。

予防のために

▼生活環境課窓口で看板を配布していますので、看板設置にご協力をお願いします。また、集積所ごとに同様の内容の掲示物を作成・設置していただいても差し支えありません。



ペットの飼い方マナー

▼ペットと散歩の際はリードに繋ぎ、ふんは必ず持ち帰りましょう。

放し飼いは他人に危害を加えることがあります。犬は繋いで飼い、猫は室内で飼うようにしましょう。

また、犬を飼われている人は市で登録を行いましょう。お互いにマナーを守って住みやすいまちをつくっていきましょう。

広告掲載欄

広告掲載欄

6月・11月は不法投棄防止強調月間

廃棄物の不法投棄対策にご協力ください

岡山県廃棄物規制課

TEL 029・301・3033

あなたの土地が

狙われています！

▼「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

不法投棄110番

TEL 0120・536・380

受付時間／平日午前8時30分

～午後5時15分

※時間外は最寄りの警察署へ

アプリで不法投棄の通報 にご協力をください！

▼不法投棄された廃棄物の状況を、スマホなどから専用アプリ「PIRICKA」を使って、写真やコメントで簡単に投稿できるようになりました。

投稿された不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めてリアルタイムで県に情報が提供されます。

※詳しくは県廃棄物規制課ホームページから▼



※写真はイメージです

新型コロナウイルス関連融資応援給付金

岡本商工課 TEL 23-5501

対象者：市内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月1日から令和3年6月30日までに新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けた中小企業者（個人事業主を含む）
※令和2年度にこの給付金の交付を受けた中小企業などは対象となりません。

※個人事業主で、他市区町村に主たる事業所を有している場合、市内にある自宅は事業所に含まれません。

給付額：20万円（1事業者1回限り）

受付期間：10月1日迄まで

申請方法：商工課へ郵送申請

詳しくは、市ホームページにてご確認ください▶



くらし・手続き

令和3年度国際交流施策 推進事業補助金

▼市では、地域社会の国際化に寄与し、幅広い分野における国際交流を推進するため、関係経費の補助制度を設けています。ぜひご利用ください。

対象／国際交流の推進にかかわる事業を行う、市内に活動拠点を置く非営利の民間団体

補助金額／補助対象経費から事業収入を差し引いた額の50%以内で、1事業につき10万円を限度とする

申込方法／必要書類を政策企画課窓口へ持参。申請書は窓口または市ホームページからダウンロードできます▼



※年度内事業完了が条件のため、早めの相談・申請をお願いします。

岡本政策企画課

TEL 23・7277

広告掲載欄

広告掲載欄